

令和6年度

生徒指導の手引



沖縄県立真和志高等学校

生徒指導部

～ 目 次 ～

- I. 本校の生徒指導方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ p 1
 - 1. 目的 2. 努力目標 3. 生徒指導を行う上での留意点

- II. 学校生活に関する生徒指導・・・・・・・・・・・・・・・・ p 2～3
 - 1. 身なり・マナー向上指導（マナーアップカード発行）について
 - 2. カンニングについて 3. 通信機器等の指導について

- III. 夜間外出（深夜徘徊）・・・・・・・・・・・・・・・・ p 4

- IV. その他学校生活・アルバイト・・・・・・・・・・・・・・・・ p 5
 - 1. 盗難の未然防止について 2. アルバイトについて

- V. 交通安全教育に関する生徒指導・・・・・・・・ p 5
 - 1. 交通安全指導について 2. 車両の使用について
 - 3. 普通自動車運転免許取得について 4. 違反に対する指導について

- VI. 問題行動に対する指導内容について・・・・・・・・ p 6～7
 - 1. 指導内容について 2. 厳重注意指導の実際
 - 3. 懲戒指導の実際 4. 懲戒指導の切り替え及び解除

- VII. 生徒会活動について・・・・・・・・・・・・・・・・ p 8
 - 1. 生徒会活動の方針 2. 専門委員会の設置

- VIII. 部活動について・・・・・・・・・・・・・・・・ p 8
 - 1. 部活動の目標 2. 部活動についての確認事項
 - 3. 部顧問 4. 活動に関する規定
 - 5. 部活動生の懲戒指導中の扱いについて

生徒指導の定義

生徒指導とは、児童生徒が、社会の中で自分らしく生きることができる存在へと、自発的・主体的に成長や発達する過程を支える教育活動のことである。なお、生徒指導上の課題に対応するために、必要に応じて指導や援助を行う。(文部科学省「生徒指導提要」より)

I. 本校の生徒指導方針

1. 目的

- (1) 本校の規則を守り、けじめある生活態度を確立し、心身ともに健全な人間の育成を図る。
- (2) 生徒が正しい判断力を身に付け、主体的に行動できるようにする。
- (3) 教師と生徒の信頼関係及び生徒間の好ましい人間関係を構築する。
- (4) 社会性を身に付けさせ、生徒個々の進路実現につなげる。

2. 努力目標

- (1) 基本的な生活習慣の確立
- (2) けじめある生活態度の確立
- (3) いじめ防止及び思いやりのある生徒の育成
- (4) 生徒会活動の活性化
- (5) 部活動の活性化
- (6) 交通安全教育の推進

重点努力目標

- (1) 基本的な生活習慣を確立するとともに、場にふさわしい身なりを自らの判断で選択できる能力を育成する。
- (2) 勤怠状況の改善を図るとともに身なりの指導を充実するため、計画的な年次集会を実施する。
- (3) 生徒会活動やホームルーム活動の活性化を図り、成就感を味わえる学校行事を行う。
- (4) 部活動やボランティア活動を奨励して部活動の加入率を向上させる。
- (5) 家庭・地域・関係機関との連携・協力を強化し、問題行動やいじめの未然防止に努める。

- ・生徒指導部で具体的な指導方法制定後、HR担任による指導を基本とし全職員の協力体制のもと指導を進めていく。
- ・指導に関しては必ず事前指導を行い、生徒に注意を促すと共に、周知徹底を図る。

3. 生徒指導を行う上での留意点

- (1) 組織的かつ効果的に生徒指導を実践するために、職員同士が支え合い、学び合う同僚性が基盤である。
- (2) 生徒指導は、担任・学年会・学科主任・関係職員と連携を密にし、協力して行う。
- (3) 生徒指導を行う上で大切なのは「共通理解」を心がける。
- (4) 生徒の安心・安全な学習環境を築き、自主的・自発的な成長を支援する。

II. 学校生活に関する生徒指導

1. 身なり指導・マナー指導について

身なりはその人の品性を表すものである。就職や進学面接など、重要な場面では清潔感と誠実さが相手に好印象を与える要素となり、そのためには、適切な身なりを心掛けることが必要である。また身なりを正すことで、学校全体で学習する雰囲気を作る。

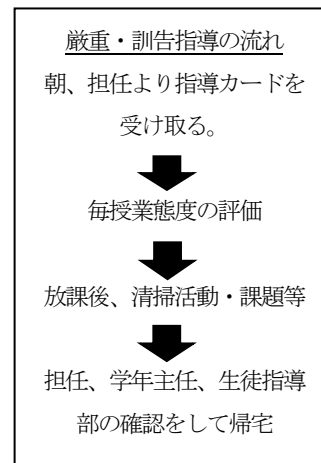
(1) 身なりについて

- ① 清潔、端正で高校生らしさを保ち、他校の制服は着用しないこと。
- ② 露出の多い服装は禁止とする（ミニスカート、キャミソール、ダメージジーンズ、タンクトップ等）
- ③ 靴は学習にふさわしい靴、革靴またはスポーツシューズとする。
※サンダル、草履、ハイヒール等は不可
※足の怪我等で靴が履けない場合は、怪我の様子を見て担任・生徒指導部で確認し、着用可能な履き物を認める。その際は担任から全職員へ連絡をする。
- ④ 化粧、装飾類（カラーコンタクト、サークルレンズ、色つきリップ（口紅も含む）、サングラス、ネックレス、ブレスレット、アンクレット、指輪、ピアス（透明ピアスは可）等）は禁止。その他風紀を乱す身なりや行為は関係職員で判断し対応する。
- ⑤ 頭髪は、清潔感があり、学校生活にふさわしい髪型であること。
 - ・奇抜な髪型、パーマ、カール、エクステ、ライン、編み込み、そり込み等は禁止とする。
 - ・染髪は、黒以外の染色・脱色は認めない。染髪や奇抜な髪型等が確認された場合は直させる指導を行う。指導後に再度変色が認められた場合は、指導を継続する。
 - ・奇抜な髪型、染髪等と判断した職員はチェック用紙に記入し、放課後生徒指導部に行くよう指示をする。
 - ・指導部は、改善計画を本人と確認する（原則10日間以内に直す）。担任は保護者に連絡をする。
 - ・指導に応じない場合、直しが不十分だった場合、指導拒否としチケット発行し、再度10日以内に直す指導を行う。その際にも担任は保護者へ連絡する。
 - ・それでも直さない、直しが不十分だった場合は2回目の指導拒否としてチケットを発行する。
- ⑥ タトゥー（入れ墨）について
「青少年保護育成条例」に則り、入れ墨やタトゥーは必ず、保護者の責任の下全て消してもらおう。改善指導に応じない場合は、生徒指導部へ引き継ぐものとし、厳重指導や懲戒の対象となる場合がある。
※状況に応じて指導拒否または段階を上げた指導を行うなど効果的な指導を行う。

(2) マナー指導について

- ① 上記の①～④及び、携帯電話等の使用に違反した場合はチケット発行となる。
※化粧（ファンデーション、アイシャドウ、アイライン、マスカラ、アイプチ、口紅、カラーリップ、マニキュア、ペディキュア、付けまつ毛、まつエク等）類はチケットカードを発行し、すぐに落とさせる（化粧落とし・除光液は生徒指導部に常備しておく）。学習活動に必要なもの（トランプ等のカードゲーム類、ゲーム機、ボールなどの遊具、マンガ、化粧品・化粧道具等、装飾類等）はチケットを発行し、預かる場合もある。
- ② 発行について
チケットを発行した職員は、1枚目は担任用としてクラス棚へ、2枚目は生徒指導部に届け、3枚目は生徒へ渡す。チケットへの記入は生徒本人に記入させる。

1枚目	⇒ 保護者へ連絡（担任より）
3枚目	⇒ 学年主任指導＋保護者へ連絡
5枚目	⇒ 厳重注意指導5日＋保護者へ連絡
10枚目	⇒ 厳重注意10日＋ <u>教頭指導</u> ＋ <u>保護者へ連絡</u>
15枚目	⇒ 訓告5日＋保護者召喚
20枚目	⇒ 訓告10日＋保護者召喚
25枚目以上	⇒ 指導委員会で検討・職員会議にて審議



※指導を終えることができなかった場合、若しくは指導に応じる様子が見られない場合は、関係職員で話し合い次の指導を検討する。

※10枚目の教頭指導の時に次は懲戒指導（訓告5日）になることを保護者に連絡する。

※チケットの累積回数は、年間累積とする。

※チケットを発行する際は、なぜチケットが必要なのか生徒が理解できるように伝える。

※著しく生徒指導の方針に違反している生徒については帰宅再登校指導を行う場合がある。

〈帰宅再登校指導について〉

身なりに関する指導において、他の生徒に影響を与えることを考慮し、「改善のために帰宅指導が必要」と判断された生徒は学校長、保護者と確認の上、帰宅再登校指導を行う場合がある。

- i) 他校の制服を着用している生徒
- ii) 過度な奇抜な髪型・過度な染髪をしている生徒

〈指導手順〉

ア) 自宅までの道のりや交通手段等を考慮し、再登校時間を設定する。その時間までに再登校し改善が確認できれば、再登校までの時間は「指導（出席）扱い」とする。

イ) 正当な理由なく遅れた場合や、学校に戻らない場合は、無届欠課とする。

ウ) 約束指導や再登校指導をしても改善の様子が見られない場合は、特別指導室で指導する。

2. カンニングの指導について

- (1) 定期考査の際、不正行為の未然防止に努め、カンニングをさせない環境作りに取り組む。
- (2) 荷物は教室の前方・後方へ移動させ、足下や机横、窓際に荷物を置かせない。
- (3) プリント・教科書・ノート類は机の中、足下、窓際に置かせない。
- (4) カンニングの事実がはっきりした場合は、懲戒指導対象とする。

3. 通信機器等の指導について

- (1) 携帯電話、スマートフォン、スマートウォッチなどの通信機器等または音楽用電子機器等は、8時50分から最後の授業終了まで電源を切る（昼食時間は使用可）。※違反者はチケット発行
- (2) 校内での充電は禁止とする。
- (3) 通信機器等は見えないようにかばん等に片付け、机の上に出す、首からぶら下げる、手に持って歩く等を行わない。
- (4) 電源が入っていた場合は電源を切るように指導する。（チケット発行の対象となる）
- (5) 通信機器等を使用しなければならない状況が生じた場合は、学校職員の承諾を得て、その職員の管理の下で使用を認める。
- (6) 学習端末タブレットについては次のとおりとする。

学習端末タブレットのきまり

1. 校内での学習端末の使用は授業に限る（休み時間の使用は禁止。昼休みは可）
—見つけた場合はスマホ・通信機器指導の対象とする。
2. 授業での学習端末の使用は担任・教科担当の指示に従う
—指示なく使用していた場合はスマホ・通信機器指導の対象とする。
3. 許可なしの撮影・録音・録画の禁止（相手〔背景に写る人も含む〕の許可なく身体や所有物を撮影、録音した行為を含む）
—不良行為・不正行為・盗撮等の行為に該当し、懲戒指導の対象とする。
4. 校内 Wi-Fi の個人端末での使用は禁止（学習端末を仲介して Wi-Fi 接続した場合も含む。）
—発覚した場合は不正アクセス禁止法に該当するため、懲戒指導の対象とする。
5. なりすまし行為の禁止（他人の ID を利用して Office 365 やその他のサービス等を使用する行為や他人のログイン ID 情報を他者に伝える行為を含む。）
—発覚した場合は不正アクセス禁止法に該当するため、懲戒指導の対象とする。
6. 人権侵害に関わる行為の禁止（名誉毀損行為、肖像権侵害、個人情報漏洩等）
—生徒指導委員会に諮り、指導内容を総合的に判断する。
7. 学習端末の目的外使用の禁止（授業時にゲームやSNS、動画視聴等、当該授業以外の内容の使用〔例 数学の授業時に理科の実験を見るなど〕）
—見つけた場合はスマホ・通信機器指導の対象とする。
8. 学習端末は毎日持ち帰り、家庭で充電を済ませる（盗難・紛失は一切責任を負えません。）
—校内で充電を見つけた場合はスマホ・通信機器指導の対象とする。
9. その他、本来の目的とは違う使用等があった場合
—生徒指導委員会に諮り、指導内容を総合的に判断する。
10. 学習端末は高額であり、破損や紛失の場合は弁償等も出てきます。また、個人情報の漏洩にもつながる恐れがありますので、学習端末の貸し借りは絶対にしないでください。

III. 夜間外出（深夜徘徊）について

- (1) 沖縄県青少年保護育成条例により、深夜（午後10時から翌日の午前4時まで）の外出は禁止及び指導対象とする。指導内容については別表にて定める。

IV. その他学校生活・アルバイト

1. 盗難の未然防止について

盗難の未然防止策として、次のことを指導する。

- (1) 移動教室時におけるHR教室の施錠
- (2) 財布・金銭等貴重品の自己管理

2. アルバイトについて

- (1) アルバイトは、原則として禁止とするが、諸事情によりアルバイトをする必要がある場合は、「アルバイト届」に、保護者の同意、アルバイト先の承諾を得て、担任の面談後、生徒指導部に提出する。この場合でも学業や健康・安全の妨げになるアルバイトは禁止とする。また、勤怠や学業に支障がある場合には、家庭やアルバイト先と連携した指導を行う。1年生について1学期間は、学校生活に慣れるため、アルバイトをすることは望ましくない。
- (2) 2, 3年生については、新規にアルバイトを始める場合には「アルバイト届」を提出する。
- (3) 沖縄県青少年保護育成条例第9条（深夜外出の制限）により、午後10時までに帰宅できる事業所であること。

V. 交通安全教育に関する生徒指導

1. 交通安全指導について

- (1) 交通安全講話の実施（前期）
- (2) 免許所有者に対する交通安全指導、免許届提出の指導
- (3) 地域警察署との連携と巡視依頼
- (4) 自転車通学者への安全指導（前期）

※ヘルメット着用の努力義務化の呼びかけ、保険加入推奨指導、乗車マナーの指導、車両の安全確認等

2. 車両（バイク・自動車）の使用について

- (1) 免許所持者は、免許取得届を学校に提出する。
- (2) 車両運転による通学（※同乗も含む）は禁止とする。（帰宅後や検定・部活・各種大会等も含む）。
※同乗の際の指導対象は、未成年者の運転する車両の同乗をさす。
- (3) 指定ジャージの車両運転（体育着も含む）は禁止とする（同乗者も含む。車両通学与同等に指導する）。
- (4) 土日、祝祭日に車両を使用する際には、交通法規を遵守すること。
- (5) 交通法規に違反していることが発覚した場合、指導対象とする。
- (6) 警察や地域からの通報で交通法規違反が発覚したと認められる場合、指導対象とする。

3. 普通自動車運転免許取得について

3年生の自動車運転免許の取得に関して、仮免許・卒業検定・本免許をそれぞれ1回限り出席扱いとする。ただし、行事や中間考査・期末考査等の定期考査時の受検は原則認めない。免許取得後は、直ちに生徒指導部に届け出ること。

4. 違反に対する指導

- (1) 交通三悪（無免許運転・飲酒運転・速度超過）や暴走行為については、特に厳しく懲戒指導を行う。
- (2) 警察からの通報（交通三悪、暴走行為、道路交通法違反による交通事故等）でその事案が事実と認められた時も懲戒指導対象とする。

VI 問題行動に対する指導内容について

1. 指導内容

マナー指導項目①	チケット5枚 1回目 (累計5枚)	チケット5枚 2回目 (累計10枚)	チケット5枚 3回目 (累計15枚)	チケット5枚 4回目 (累計20枚)	チケット5枚 5回目以降 (累計25枚以上)	
1 チケット指導	厳重注意5日	厳重注意10日	訓告5日	訓告10日	生徒指導委員会	
マナー指導項目②	1回目 (累計1枚目)	2回目 (累計2枚目)	3回目 (累計3枚目)	4回目 (累計4枚目)	5回目以降 (累計5枚以上)	
2 指導拒否チケット	学年主任面談	厳重注意5日	厳重注意10日 +教頭面談	訓告5日	生徒指導委員会	
非社会的 問題行動	1回目	2回目	3回目	4回目	5回目以降	
3喫煙(所持・同席含む) ※電子タバコも同様	停学5日	停学5日	停学5日	停学5日	生徒指導委員会	
4飲酒(所持・同席含)						
5車両通学・駐車駐輪 のほう助・迷惑駐車	訓告5日	停学5日	停学5日	停学5日		
6不良行為(授業妨害、暴言、器物破損等)						
7不正行為(カンニング、サイン偽造等)・虚偽						
8深夜徘徊	厳重注意5日	厳重注意5日 +学年主任面談	厳重注意5日 +教頭面談	厳重注意5日 +保護者召喚		
反社会的 問題行動	1回目	2回目	3回目	4回目以降		
9不法侵入、万引き・窃盗、賭博、盗撮等	停学10日	停学15日	無期停学 (20日程度)	進路変更勧告		
10暴力行為、器物損壊、脅迫・恐喝	停学15日	無期停学 (20日程度)	進路変更勧告			
11交通三悪・暴走行為 (無免許・飲酒運転・速度超過)、性犯罪・性暴力	無期停学 (20日程度)	進路変更勧告				
12学校の秩序を乱す行為	(12、13、14の場合：生徒指導委員会に諮り、指導内容を検討する。) (15いじめの場合：学校いじめ対策委員会に諮り、指導内容を検討する。)					
13薬物関係						
14その他						
15いじめ						

※1チケット指導と2指導拒否チケットについては、年度内累積指導とする。

※3～15については、3カ年の累積指導とする。

※問題行動が重なった場合は指導内容が重いものを取り上げる。

◎内容によっては生徒指導委員会に諮り、指導内容を検討する。

2. 嚴重注意指導の実際

- (1) 嚴重注意指導は、朝の SHR で担任から授業態度点検表を受け取り、担任及び教科担当から SHR (朝・昼) 及び授業評価を受け、放課後、生徒指導部に提出する。遅刻した場合は、生徒指導室で受け取る。
- (2) 「不可」評価があった場合は、不可1つにつき放課後15分間の清掃活動を課す。不可3つの場合は指導日数には含めない(清掃活動は行う)。途中で下校した場合は同様に指導日数には含めない。
- (3) 最終期限を指導の2倍数とし、指導を終えることが出来ない場合は、上の段階指導に切り替える。

3. 懲戒指導の実際

- (1) 生徒指導委員会にて指導方法案を作成し、職員朝会または職員会議で検討した後、校長が決定する。
- (2) 保護者同席のもと、校長から指導を言い渡す。(※言い渡しは16時から17時を原則とする。)
※校長・保護者・生徒指導部との調整・場所の確保は担任が行う。
※停学指導の場合、言い渡しができるまでの期間は出席扱いの別室指導を行う。その期間の対応は生徒指導部が行う。状況によっては学科の協力を得る場合もある。教科担当は課題の準備を行い該当生徒へ渡す準備をする。

1 訓告指導について

- (1) 訓告指導は、授業態度点検表と放課後30分間の清掃活動を行う。8時50分までに登校し、担任より点検表を受け取る。遅刻した場合は、生徒指導室で受け取る。
- (2) 担任及び教科担当から SHR (朝・昼) 及び授業評価を受ける。放課後、30分間の清掃活動を行い、点検表の確認をする。授業評価で「不可」評価があった場合は、15分の清掃を追加する。「不可」評価が度重なり、改善の様子が見られない場合は指導を延長する場合もある。

2 停学指導について

- (1) 原則、自宅謹慎とする。但し、指定された日に出校し、関係職員による日誌指導及び面接指導、その他の指導を受けること。各教科の課題と日誌に取り組む。ただし、保護者が家庭で指導をできない場合、別室登校となる場合がある。
- (2) 自宅謹慎の場合、8時から17時は自宅にいることとする。在宅を確認するために不定期に電話連絡を行う。再三の確認が取れない場合は指導を延長する場合もある。
- (3) 別室登校の場合、8時20分までに登校し、特別指導室にて課題と日誌指導に取り組む。放課後は30分間の清掃活動を行う。途中で下校した場合は、指導日数には含めない。8時20分以降に登校した場合は、遅れた分の清掃活動を放課後行う。(1分～15分までは15分間清掃)

4. 懲戒指導の切り替え及び解除

- (1) 懲戒指導を受けた生徒の取り組み状況(指導を受ける態度、日誌の内容、課題等)が良好であり、改善の様子が見えることを、解除の条件とする。
- (2) 指導中の生徒の行動に問題がある場合(時間を守れない、日誌の評価が悪い、課題を終えていない等)は、特別指導の切り替える場合がある。
- (3) 懲戒指導の解除は職員朝会または職員会議で確認後、校長が行う。

Ⅶ. 生徒会活動について

1. 生徒会活動の方針

- (1) 生徒会行事において、生徒自らが主体的に取り組めるよう支援する。
- (2) 生徒会担当者は、担任・学年主任と連携し、専門委員会の活動を充実させると共に、本校の抱える問題を考え解決できるように、また、有意義な高校生活を送れるような支援を行う。

2. 専門委員会の設置

生徒会執行部に下記の専門委員会を設置する。また、下記の部署は、生徒会執行部の各専門委員長と連携を図り、活動がスムーズにいくように努める。

- (1) 学習委員会
- (2) 規律委員会
- (3) 美化委員会
- (4) 保健委員会
- (5) 図書委員会

Ⅷ. 部活動について

1. 部活動の目標

- (1) 学校教育の一環として、合理的かつ効率的に取り組む。
- (2) 生徒の自主的活動を通して各個人の社会性の形成、個性の伸長、創造性の養成を図る。
- (3) 心身の保持健康を助長し、余暇を活用する態度を養う。

2. 部活動についての確認事項

- (1) 真和志高校部活動に係る活動方針によるものとする。
- (2) 合宿は年1回、最大6泊7日とし、合宿場所は原則として本校とする。
- (3) 休業日は週当たり2日以上（平日1日、週末1日）とし、活動時間は平日2h、休業日3h程度。

3. 部顧問

- (1) 原則として、部顧問は全職員で当たるものとする。
- (2) 全体のバランスを考慮し、人員を配置する。

4. 活動に関する規定

- (1) 活動時間は原則として次の通りとする。
夏期（4月～10月）・・・活動時間：16：20～19：30 下校時間：19：45
冬期（11月～3月）・・・活動時間：16：20～19：15 下校時間：19：30
- (2) 定期考査1週間前から考査終了前日まで部活動は行わないものとする。但し、大会前（2週間前）の部活動については、顧問の申請により行うことができる。
- (3) 原則として生徒が活動を行う場所には顧問がつき、安全管理に努めることとする。事故等が発生した場合は、適切な処置（必要があれば救急隊の要請）を施すと共に、保護者・管理者・養護教諭への報告を速やかに行う。

5. 部活動生の懲戒指導中の扱いについて

部活動生が懲戒指導になった場合、該当生徒の対応は次の通りとする。

- (1) 訓告指導期間中に部活動をする場合は、部顧問は職員会議等に諮り、職員から了承を得ることとする。
- (2) 停学指導期間中は部活動停止とする。
- (3) 懲戒指導期間中は原則、大会の出場は認めない。